

# 第1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

## 1 南海トラフ地震対策行動計画作成の趣旨

南海トラフ地震対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランです。

この計画は、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づき作成するもので、「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」や「高知県強靱化計画」の実行計画となっています。また、本計画では、実施すべき対策を、地震発生直後の「命を守る」対策、応急期の「(助かった) 命をつなぐ」対策、復旧・復興期の「生活を立ち上げる」対策の3フェーズに分けて、対策の進捗管理を行っています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県ではこの大震災直後から従来の対策の見直しに着手し、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震化に対する支援の拡充などの対策を急ピッチで進めてきました。

また、平成24年に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、同年12月に、より精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成したほか、翌年には、高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

この想定と東日本大震災で得られた教訓を基に、対策の抜本強化と加速化を図るため、従来の計画を見直した「高知県南海トラフ地震対策行動計画（第2期 平成25年度～平成27年度）」（以下「第2期行動計画」という。）を策定し、避難路や避難場所、津波避難タワーの整備など、発災直後の「命を守る」対策を最優先に取り組んできました。

平成28年3月には、対策が進んだことで新たに増えてきた課題を反映した「南海トラフ地震対策行動計画（第3期 平成28年度～平成30年度）」（以下「第3期行動計画」という。）を策定し、特に重点的に推進していく対策として、住宅の耐震化をはじめ地域に支援物資等を届けるためのルート確保など、8つの重点課題を設定し、目標達成に向け特に加速化を図ってまいりました。

さらに第3期行動計画期間中に発生した「平成28年熊本地震」を受け、大きな揺れが繰り返すというさらに厳しい条件を想定し、すべての対策を確認・検証した結果、学校の体育館の非構造部材の耐震化や支援物資の輸送対策などを見直しました。

平成31年3月には、第3期行動計画の対策を土台として、要配慮者への支援対策の加速化や臨時情報への対応を新たな重点課題に設定した、「南海トラフ地震対策行動計画（第4期 2019年度～2021年度）」（以下「第4期行動計画」という。）を策定しました。令和2年には、受援態勢の強化を重点課題に加えるとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行を受け、地震災害時の感染症対応という視点で取組全般を見直しました。

これまでの取組により、「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策について、「公助」の取組は大きく進展させることができましたが、死者数を限りなくゼロに近づけるためには依然として多くの課題があります。特に、津波からの早期避難や家庭における室内の安全対策、自主防災組織の活動活性化など県民の皆様による「自助」、「共助」の取組は、まさに「命を守る」対策として欠かせないものであり、防災意識向上に向けた啓発の取組を積極的かつ戦略的に行う必要があります。

「高知県南海トラフ地震対策行動計画(第5期 令和4年度～令和6年度)」(以下「第5期行動計画」という。)においては、これまでの取組の成果や課題を分析・評価し総括した上で、高知県南海トラフ地震対策推進本部アドバイザーの意見を踏まえ、「自助」、「共助」を推進するための啓発の取組を充実強化するとともに、早期の生活再建及び産業復興に向けて、「生活を立ち上げる」対策の取組を充実させていきます。

## 2 南海トラフ地震対策の方向性

南海トラフ地震対策を進めるにあたっては、次の3つの方向性を持って取組を進めます。

### (1) 幅を持たせた地震を想定し、対策を実施

東日本大震災では、これまでの想定を大きく上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。この大震災を踏まえ、国が公表した「最大クラスの地震・津波」の想定は、現時点の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いで起こり得る最大クラスの地震・津波を想定したものです。決して次に起こる地震・津波を予測したものではありませんが、南海トラフ地震対策に取り組む上では、「想定外」をなくすため、こうしたことも起こり得るということを念頭に置かなければなりません。

何より尊い人命は、最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取組を進めます。また、避難所の確保や仮設住宅の供給体制など助かった命をつなぐための、応急期、復旧・復興期の対策については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震・津波に対応できるよう取り組んでいきます。

### (2) 「自助」「共助」「公助」が互いに連携し、県全体の防災力を向上

地震・津波対策においては、発災前の予防対策や発災直後の救助・救出活動を担う応急救助機関等の公助の役割は重要です。一方、阪神・淡路大震災以降、自助・共助を担う県民や事業者、自主防災組織、NPOなどの取組が大きな効果を発揮することが注目され、また、東日本大震災によってあらためてその重要性が認識されました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の皆様が住宅の耐震化や津波からの迅速な避難など自らの生命を自ら守る「自助」の取組や、地域での支え合いや助け合い等による「共助」の取組を進めていくことが特に重要です。そのため、行政としてもその取組をしっかりと支援するための対策を強化します。

このような取組を通じて、自助、共助、公助を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、県全体の防災力向上に取り組んでいきます。

### (3) 多重的な対策を講じることによる早期の復旧・復興

東日本大震災では、設計上想定する規模を大幅に上回る地震・津波が発生したことにより、津波防波堤などのハード施設が破壊され、多くの命が奪われる甚大な被害が発生しました。この被害の中には、頑丈な施設を過信して避難が遅れたなどの事例もあれば、堤防がある程度持ちこたえたことで結果的に避難時間を稼ぐといった効果を発揮して、被害軽減につながった事例も見受けられました。

こうした事例から、地震・津波の被害を軽減させるハード整備を進めた上で、それを過信せず、ソフト対策をしっかりと組み合わせることが重要であるという教訓が得られました。

そのため、県では地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら多重的に対策を講じていきます。併せて、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組んでいきます。

## 3 計画の対象とする地震と被害想定

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね90年から150年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。また、南海トラフでは、南海地震だけでなく、東海地震や東南海地震なども発生します。その上、過去には何度もこの3つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けています。

昭和21年(1946年)に発生した昭和南海地震から75年以上が経過し、国から示された南海トラフ地震の発生確率\*は、今後30年以内で70~80%となっています。

このように周期的に発生し、切迫度が高まっている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震を特定することはできません。

このため、本県の南海トラフ地震対策は、対策に幅を持たせて万全を期していくために、規模の異なる2つの地震を想定し、取り組みます。

※『令和4年(2022年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値』  
令和4年1月13日地震調査研究推進本部地震調査委員会

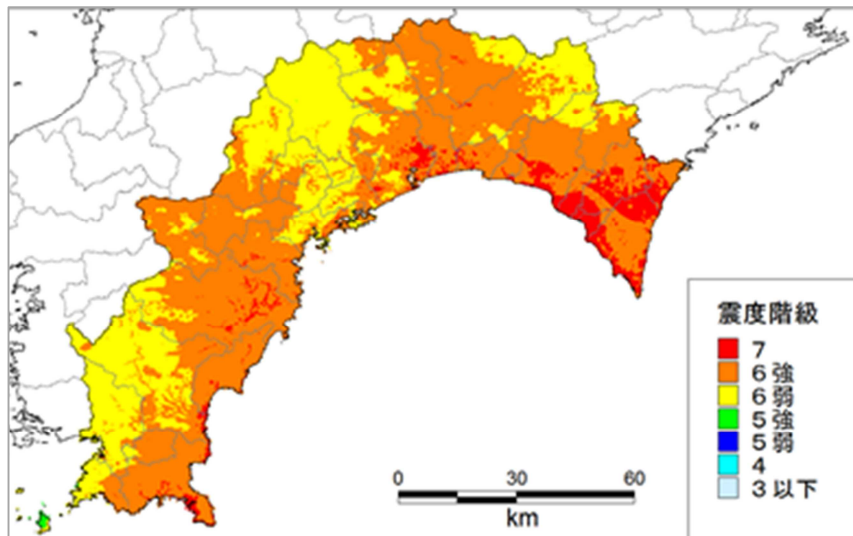
### (1) 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス(L2)の地震・津波

東日本大震災の発災を受け、平成24年8月に国が公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映し、同年12月に、より精緻な震度分布と浸水予測を行っています(高知県版予測)。

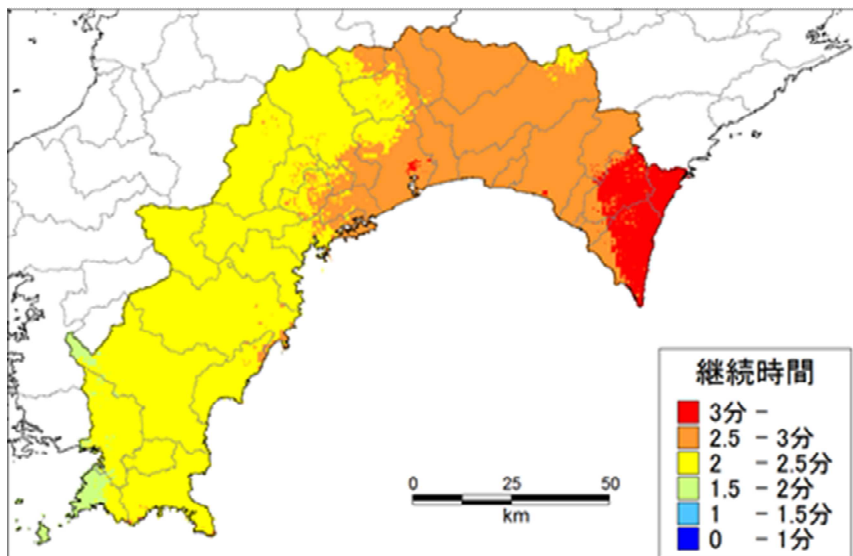
本県においては、最大クラスの地震・津波に対して、引き続き高知県版予測を念頭に対策を進めます。

ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】震度7：26市町村、震度6強：8市町村

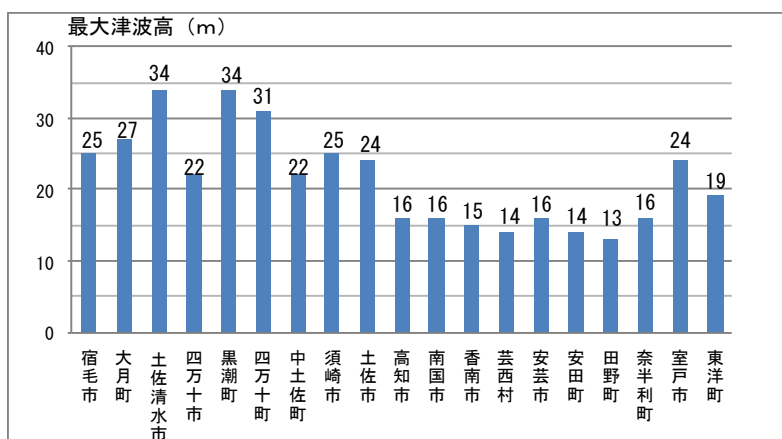


【地震継続時間】体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

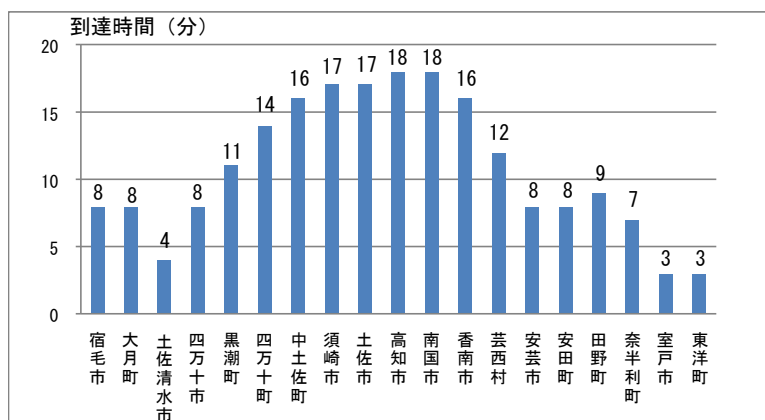


## イ 津波・浸水の想定

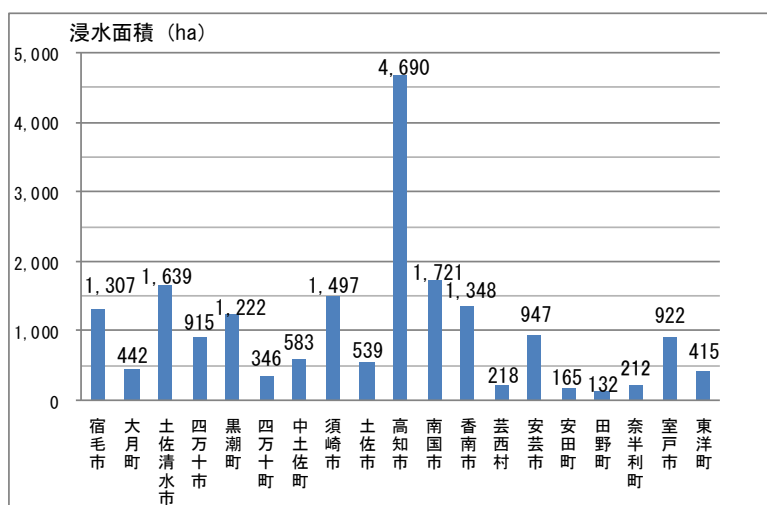
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高 1 m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 19,000ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

人的被害（死者数）が最大となるケースで想定

<p><b>【地震・津波の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ：高知県の直下で強い揺れが発生するケース</li> <li>・津波：四国沖で大きな津波が発生するケース</li> </ul> <p><b>【時間・条件の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯：冬深夜</li> <li>・住宅の耐震化率：74%</li> <li>・津波から早期避難率：20%</li> </ul>
---

**【死者数】**

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機 の転倒、屋外落下物	合計
約 5,200 人	約 110 人	約 500 人	約 36,000 人	若干数	約 42,000 人

**【負傷者数】**

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 33,000 人	約 140 人	約 300 人	約 2,900 人	若干数	約 36,000 人

**【避難者数】**

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 280,000 人	約 243,000 人	約 127,000 人
避難所外	約 158,000 人	約 127,000 人	約 296,000 人
合計	約 438,000 人	約 370,000 人	約 423,000 人

**【全壊建築物数】**

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化によ る被害	津波による 建物被害	合計
約 80,000 棟	約 5,500 棟	約 710 棟	約 1,100 棟	約 66,000 棟	約 153,000 棟

**【ライフライン被害数（被災直後）】**

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 575,000 人	約 244,000 人	約 521,000 軒	約 217,000 回線	約 28,000 戸

## (2) 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波

本県では、これまで地震・津波対策の基礎資料として、平成16年3月にとりまとめた南海地震が単独で発生した場合の地震・津波予測と被害想定である「第2次高知県地震対策基礎調査」の結果を用いてきました。

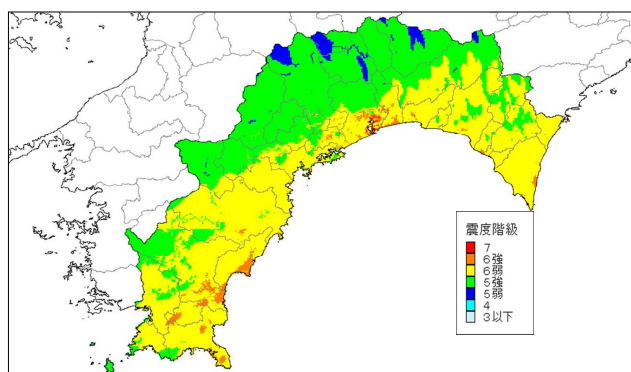
高知県版予測では、この地震・津波予測に最新の地形データや地盤の情報を反映し、再度試算を行いました。

本県においては、発生頻度の高い一定規模の地震・津波に対して、引き続き高知県版予測を念頭に対策を進めます。

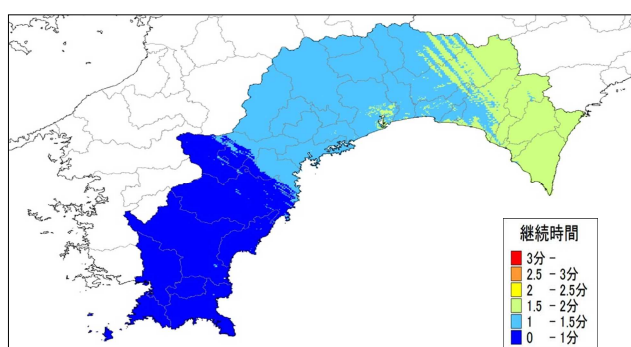
### ア 地震の揺れの想定

#### 【震度分布図】

震度7：3市町、震度6強：15市町村、震度6弱：10市町村、震度5強：6町村

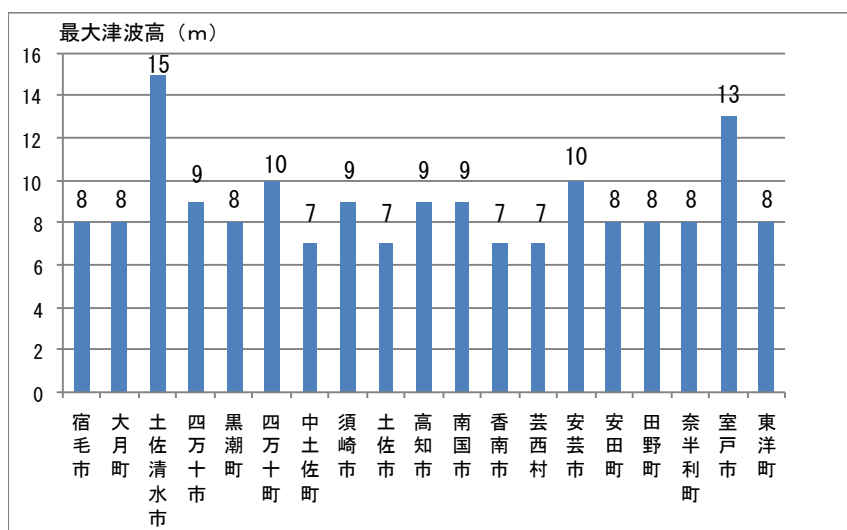


#### 【地震継続時間】体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

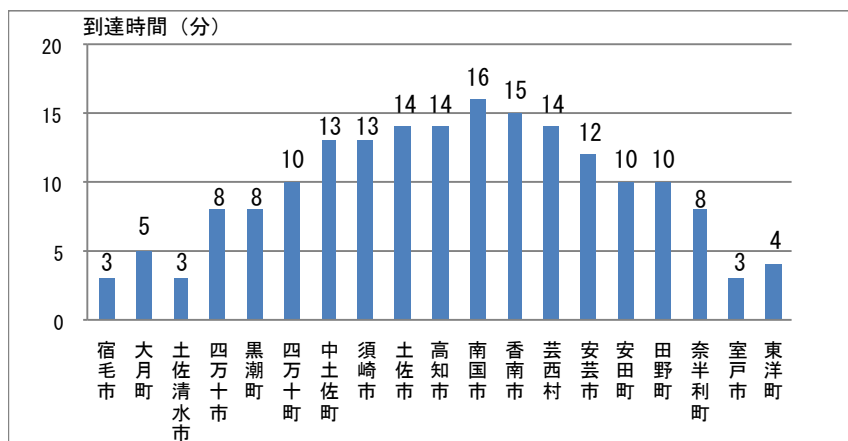


イ 津波・浸水の想定

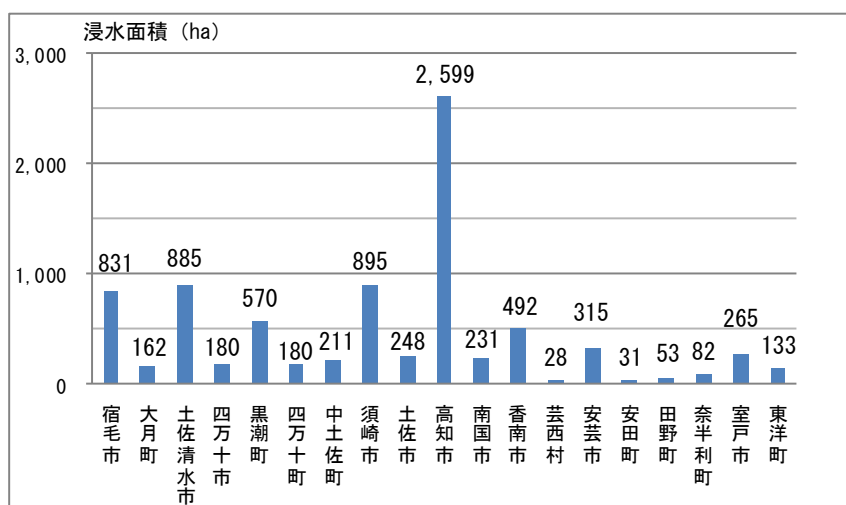
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高1m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 8,400ha（最大重ね合わせ浸水面積）





ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

<p><b>【地震・津波の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ：南海地震（M8.4 相当）を想定</li> <li>・津波：安政南海地震クラスの津波</li> </ul> <p><b>【時間・条件の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯：冬深夜</li> <li>・住宅の耐震化率：74%</li> </ul>
---

**【死者数】**

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 940 人	約 20 人	約 30 人	約 9,900 人	若干数	約 11,000 人

**【負傷者数】**

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 12,000 人	約 30 人	約 90 人	約 2,000 人	若干数	約 14,000 人

**【避難者数】**

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 120,000 人	約 90,000 人	約 34,000 人
避難所外	約 65,000 人	約 56,000 人	約 79,000 人
合計	約 185,000 人	約 146,000 人	約 113,000 人

**【全壊建築物数】**

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 15,000 棟	約 3,000 棟	約 170 棟	約 1,100 棟	約 17,000 棟	約 36,000 棟

**【ライフライン被害数（被災直後）】**

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガ ス）
約 439,000 人	約 234,000 人	約 360,000 軒	約 156,000 回線	約 40,000 戸

## 4 第4期行動計画の取組による減災効果

第4期行動計画では、第3期行動計画までの取組を土台として、「命を守る」対策を徹底し「命をつなぐ」対策を幅広く展開するとともに、「生活を立ち上げる」対策も着実に推進してきました。その結果、地震対策の1丁目1番地である住宅の耐震化率は82%から87%に向上しました。また、揺れが収まった後、津波から早期に避難する意識も啓発活動に取り組むことで約73%に向上させることができました。

こうした取組の成果として、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波に対して第4期行動計画策定当初に想定した死者数11,000人は、20%減少の8,800人にまで減らすことができました。

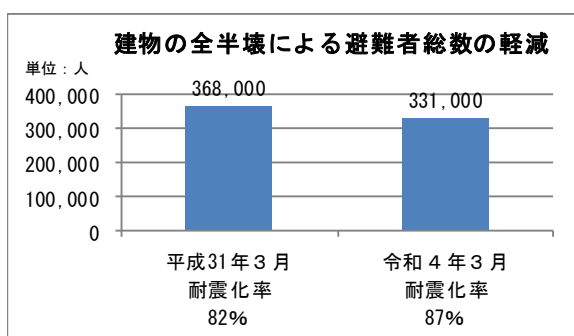
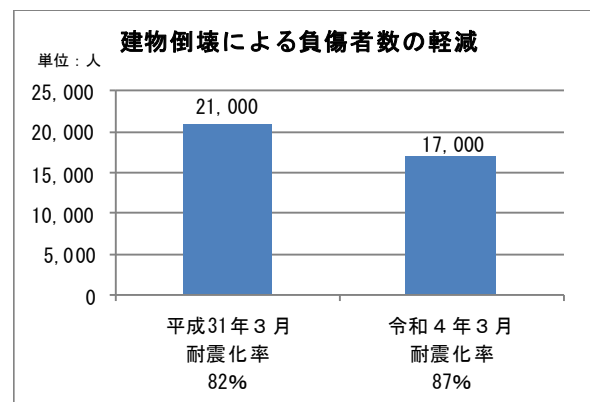
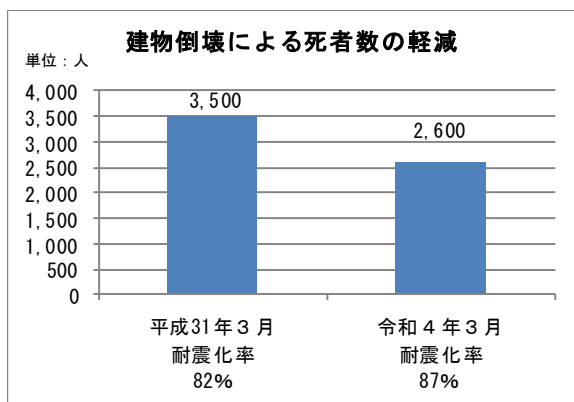
これは、東日本大震災後の第2期行動計画策定時に算出した想定死者数42,000人から、約79%減少したことになります。

### 【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

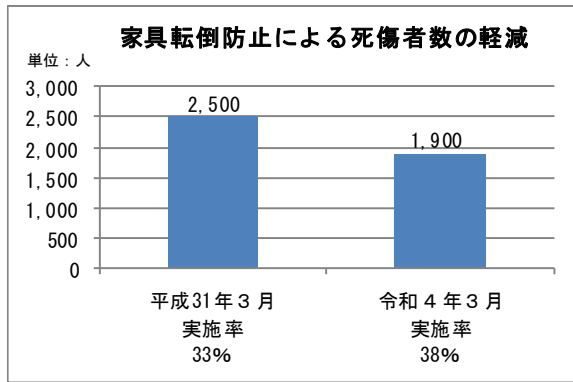
	平成25年5月 (平成17年国勢調査に基づき推計)	平成31年3月 (平成27年国勢調査に基づき推計)	令和4年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)
想定死者数	約42,000人	約11,000人	約8,800人
[住宅耐震化率]	74%	82%	87%
[津波早期避難意識率]	20%	70%	73%
[津波避難空間整備率]	26%	99%	99%

### 【取組による被害軽減効果】

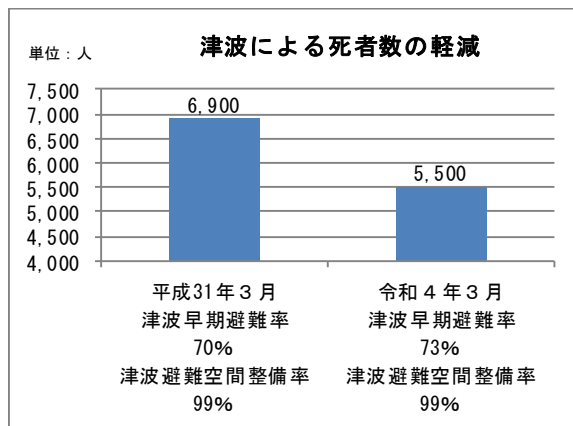
#### (1) 建物の耐震性の強化



## (2) 家具等の転倒防止対策の強化



## (3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



## 5 策定方針

第5期行動計画では、これまでの行動計画を土台として、「命を守る」対策に引き続き最優先に取り組み、助かった「命をつなぐ」対策を着実に実行します。また、「生活を立ち上げる」対策を充実させ幅広く展開します。そのため、次の方針に基づき、計画の見直しを行いました。

- ▶ 第5期行動計画においては、進捗状況を定量的に評価するための数値目標を設定するなど、それぞれの取組について、明確な成果指標を設ける。
- ▶ これまで重点的に取り組んできた海岸堤防の整備や住宅の耐震化、個別避難計画の作成、避難所の運営体制の充実などの「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策については、目標達成に向け継続して取組を推進する。
- ▶ 早期の復旧・復興、生活再建に向けて、復興業務手順の検討や被災者支援体制の構築など「生活を立ち上げる」対策を充実させる。
- ▶ 臨時情報への対応や受援態勢の強化など、第4期行動計画から開始、重点的に取り組んでいる対策については、第5期行動計画で完了させられるよう取組を強化する。
- ▶ 各種計画やマニュアルの策定、津波避難タワーの整備など、当初の取組が完了したものについては、訓練等により検証を行うなど、実効性の確保に取り組む。
- ▶ 第4期行動計画の総括により、新たに対策が必要となったものについては、確実に第5期行動計画に盛り込む。

## 6 取組を検討するうえでの留意事項

行動計画では、地震発生後のタイムラインに沿って、「何が起こるか」という被災シナリオを想定し、地震・津波対策に抜け・漏れがないか確認を行いながら対策の洗い出しを行っています。

第5期行動計画では、すでに取組が進展している「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策についても、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、多様な避難者を想定に置くことで、既存の取組のバージョンアップを図っています。また、「生活を立ち上げる」対策については、これまでも各産業分野ごとに早期の復旧・復興に向けた事前対策を講じてきましたが、復興業務手順書の策定など、次の段階の取組に向けて抜け・漏れがないか確認し、被災シナリオを詳細化しました。

しかしながら、対策の多くは、個々の対策を個別に進めただけでは一連の対策群として十分に機能することができません。

例えば、物資を集積所から避難所に配送する取組に対して、避難所までの道路は通行できるのか、配送するトラックは手配できるのか、トラックの燃料は確保できているのか、そして避難所の受入体制は整っているのか、といった一連の対策群として取り組む必要があります。一連の対策が1つでも抜けると、物資を避難所に届けることができなくなります。

このように、様々な分野の対策を個々に進めるのではなく、取組が一連の流れの中でどのような役割を担い、どの取組に繋がっていくのかといった施策の連続性を意識したうえで、関連する対策と連携しながら進めなければ、目的とする効果が十分発揮できません。

さらに、県全体では、それぞれの対策が進められているため、一連の対策群として効果的に機能しているように見えても、地域単位で見ると対策に抜け・漏れがある場合や量的に不十分な場合には、その地域では対策群としての効果が達成できないということになります。

第5期行動計画では、これらを踏まえ、対策をより具体化させ、実効性を確保するため、特に次のことに留意し、取組を検討しました。

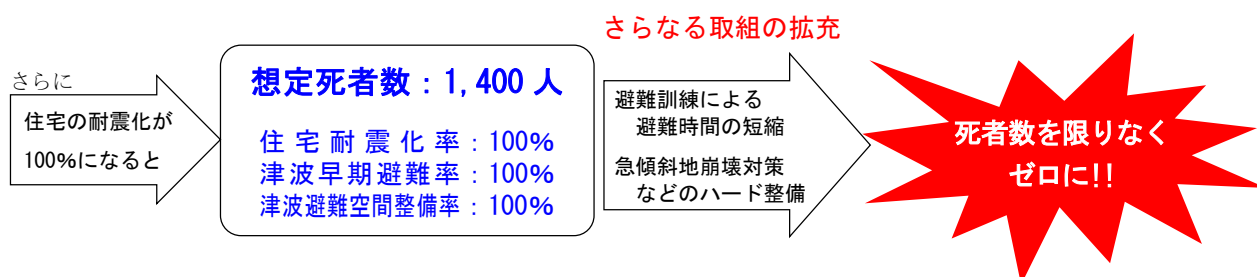
- 取組に抜け・漏れがないように多岐にわたる被害シナリオを想定
- 一連の対策群として十分に機能させるため、施策の連続性を意識し取組を検討。また、地域地域で見た場合にも対策の抜け漏れがないかや量的に十分かを検討
- 取組目標が量的に十分か判断するため、計画期間中の目標だけでなく、最終達成目標及び達成予定年度を明記
- 訓練等により実効性の確保を徹底
- 過去の地震を教訓に、多様な被災者、避難者を想定した取組を追加

## 7 減災目標

第5期行動計画は、想定死者数 8,800 人を基準として、住宅の耐震化率を 91%に、津波避難空間の整備率を 100%に、津波早期避難意識率を 100%にすることで、死者数を 51%減少させて 4,300 人まで減らすことを目指します。

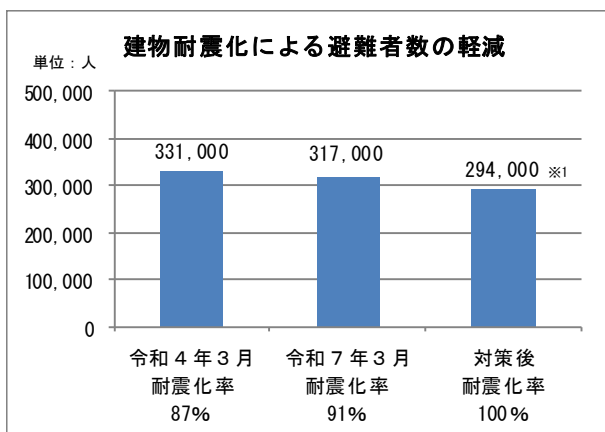
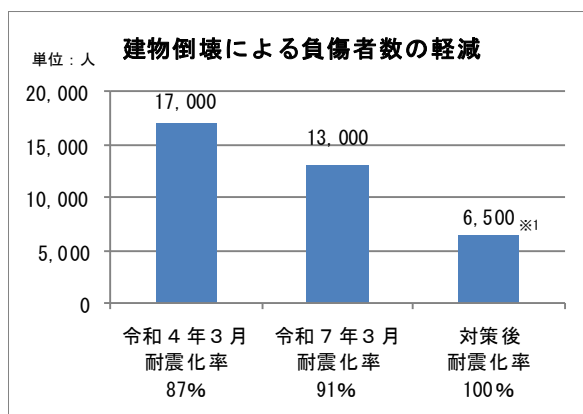
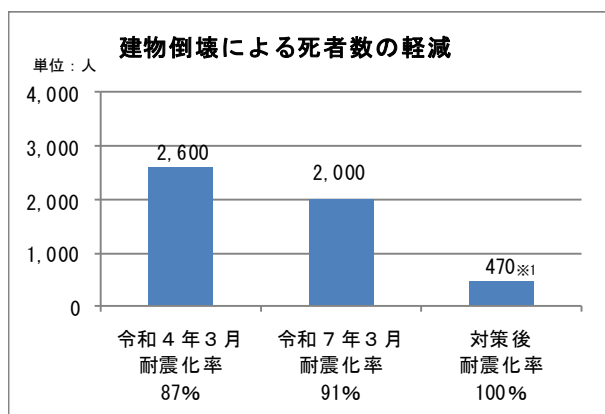
### 【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

	令和4年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	令和7年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)
想定死者数	約 8,800 人	約 4,300 人
[住宅耐震化率]	87%	91%
[津波早期避難意識率]	73%	100%
[津波避難空間整備率]	99%	100%

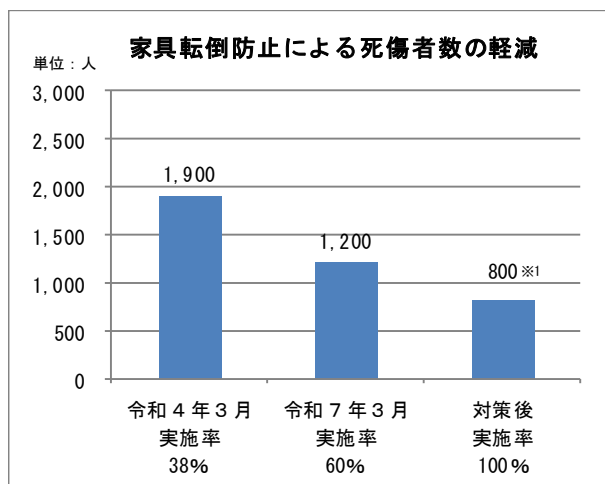


## 【取組による被害軽減効果】

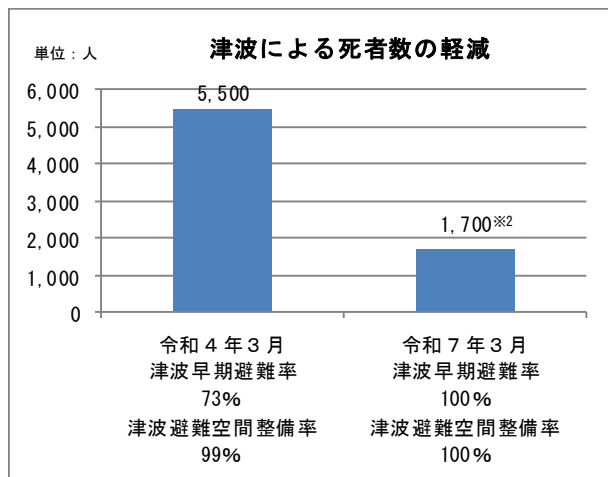
### (1) 建物の耐震性の強化



### (2) 家具等の転倒防止対策の強化



### (3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



- ※1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波における被害を、平成17年国勢調査に基づき推計
- ※2 倒壊した建物から脱出することができず、津波に巻き込まれる方がいるため、死者がゼロとならない



## 8 重点的に取り組む課題

第4期行動計画では、「住宅の安全性の確保」や「避難所の確保と運営体制の充実」、「応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化」など、各取組の中でも特に積極的に推進していくべき11の重点課題を設定し、取組の加速化を図ってきました。その結果、住宅の耐震改修件数が大きく伸び、県全体での避難所の確保や運営マニュアルの作成が概ね完了したほか、外部からの応援を円滑に受け入れるための受援計画や、長期浸水対策における高知市の救護・救出計画などの応急活動に必要な各種計画の策定が進むなど、「公助」としての地震対策は大きく前進しました。

これらの重点課題の中には、住宅の耐震化や医療救護体制の確立、要配慮者への支援対策のように、第5期行動計画においても最終目標の達成に向けてスピードを緩めることなく取組を継続していく必要があるものや、広域避難計画の策定や事前復興まちづくり計画策定指針のように、取組が進んだことにより次の段階に進むべきものがあります。

一方で、津波からの早期避難意識率が伸び悩み、飲料水・食料の備蓄率や南海トラフ地震臨時情報の認知率が低い水準にとどまっていることから、自助・共助の取組をさらに推進していく必要があります。

このため、第5期行動計画においては、第4期行動計画の11の重点課題を再編し、次の10の課題に重点的に取り組みます。

### ■「命を守る」対策

#### ① 住宅の安全性の確保

既存住宅の耐震化については、補助金を事業者が直接受け取る代理受領制度の導入や、低コスト工法の普及による所有者の負担軽減、戸別訪問の実施による啓発の強化などにより、第4期行動計画の目標を達成し、耐震化率は87%となりました。しかし、いまだに耐震化が必要な住宅は数多く存在しており、引き続きこれまでの取組を継続していく必要があります。

また、家具家電の固定など室内の安全対策については、テレビやラジオなど様々な媒体を通じて啓発を行いました。実施率は約38%と伸び悩んでいるため、VRを活用した起震車体験や戸別訪問を含むあらゆる手段で啓発を行い、その必要性や補助制度の周知を徹底する必要があります。

#### ② 地域地域での津波避難対策の充実

津波避難対策については、避難経路に倒壊の恐れのある老朽住宅やブロック塀があるなど、迅速な避難を妨げる危険性の高い避難路が確認されていることから、戸別訪問などにより所有者へ老朽住宅等の除却やブロック塀対策の啓発を強化してきました。しかし、対策が必要な箇所は数多く存在しており、引き続きこれまでの取組を継続していく必要があります。

また、液状化被害が避難行動の妨げとなる危険性があることから、「避難路の液状化対策検討のための手引き」を策定しました。第5期行動計画では、液状化により避難速度が低

減することを踏まえた資機材整備を進めるなど、ソフト対策による実効性の確保に向けた取組を進める必要があります。

## ■「命をつなぐ」対策

### ③ 前方展開型による医療救護体制の確立

発災後の負傷者数は、約 36,000 人が想定されており、医療ニーズが急増する中、医療機関や医療従事者の被災、ライフラインの断絶などにより医療の供給は急減します。加えて、道路などのインフラ被害により、負傷者の後方搬送や被災地外からの支援もすぐには望めないなど、発災直後は各地で医療資源の絶対的な不足が見込まれるため、引き続き、前方展開型の医療救護体制の確立に向けて、災害医療・看護・薬事コーディネーター等の育成や医療従事者を孤立地域等に搬送する仕組みづくりの構築などの取組を強化していく必要があります。

### ④ 避難所の確保と運営体制の充実

避難所については、想定される避難所避難者数約 21.7 万人に対し、これまでに約 21.9 万人分を確保しましたが、まだ市町村単位では、不足している地域があり、引き続き、学校の教室利用や地域集会所の耐震化、民間施設の活用などに取り組むとともに、特に大きな被害が想定される高知市などについては、周辺市町村の協力を得ながら広域避難所の確保と運営体制の構築を進めていく必要があります。

また、地域の方々に避難所の開設や運営を行っていただくためのマニュアルの作成については、9割以上の避難所で完了し、運営訓練を踏まえた資機材等の整備も着実に進んでいるものの、一般の避難所に高齢者や障害のある方々といった要配慮者を受け入れ、支援することが必要となることから、引き続き運営体制の整備・充実に向け取り組む必要があります。

特に、運営マニュアルについては、要配慮者への対応に加え、女性、性的少数者、子供、子育て世帯等を想定するほか、臨時情報発表時の対応についても想定し、バージョンアップを図る必要があります。

### ⑤ 地域地域に支援を行き渡らせるための体制の強化

発災直後、できるだけ速やかに県内全域に救助や医療、物資などの支援を行き渡らせるためには、道路啓開が完了していること、支援に使用する車両やヘリコプターのほか燃料が確保されていること、国・県・市町村を通じた物資配送体制が確立していることが必要です。

応急活動の前提となる道路については、重機や燃料の確保など道路啓開計画の実効性を向上させる必要があるほか、防災関係機関が道路啓開の状況を共有できる仕組みを構築する必要があります。

燃料については、国からのプッシュ型支援が4日目以降に開始される計画となっていることから、発災後3日分の応急活動車両やヘリコプター、自家発電設備への燃料を確保する必要があります。

物資配送については、県、市町村の物資配送拠点が決まり、物資配送計画の策定が進ん

だことから、今後は訓練により配送体制の実効性を高めていく必要があります。

#### ⑥ 高知市の長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助・救出

高知市の長期浸水対策は、要救助者を早期かつ安全に救出するための、基本的な事項や救助活動の方法などを「高知市救助救出計画」として高知市がとりまとめました。今後も引き続き、三重防護の取組や排水機場の耐震化・耐水化などのハード対策を進めていくほか、救助救出完了の目標を発災後 10 日以内に短縮し、救助救出に向けた必要な資機材の確保や人員支援などの協力体制の構築が必要となります。

また、救助救出の際の医療従事者の派遣や救護病院等の連携などの応急救護の方策についても検討が必要です。

さらに、浸水域内で孤立する病院や社会福祉施設等での水、食料、医薬品等の備蓄や津波避難ビル等の資機材整備などの検討を進めていく必要があります。

#### ⑦ 応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化

過去の大規模災害では、消防や警察、自衛隊などの応援を受け入れるにあたって、県や市町村の災害対策本部でそれぞれの活動を調整したり情報を共有する仕組みが整備されておらずスムーズに活動できない事例が見受けられました。また、調整窓口が定まっていなかったため、他県からの応援職員をスムーズに受け入れられないといった事例や、大量の物資を受け入れることを想定した準備ができておらず避難所までスムーズに物資が行き渡らないという事例も多く見受けられました。

第 4 期までに、応急対策活動、医療救護活動、物資輸送、災害福祉活動、災害廃棄物処理、応急仮設住宅建設等、県外からの応援が必要な県の業務に係る全 40 の受援計画と、市町村の 14 業務について受援計画の策定に着手し、計画策定完了に向けて取組は大きく進みました。

外部からの応援を効果的に受け入れるためには、第 5 期行動計画においても、市町村と連携して未策定の計画を確実に策定するとともに、訓練等による検証と見直しを重ねることで実効性を確保する必要があります。

### ■「生活を立ち上げる」対策

#### ⑧ 早期の復旧・復興に向けた取組の強化

精神的・身体的な負担がかかる避難生活から 1 日も早く日常生活を再建するためには、住宅の確保、ライフラインの復旧、災害廃棄物の処理体制等の確立が必要となります。

ライフラインの復旧については、第 4 期までに取り決めた優先復旧すべき重要施設ごとに、ライフライン事業者の復旧計画を具体化するとともに、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場などの応急期の機能については、今後、市町村が策定する事前復興まちづくり計画などの地域における将来の復興まちづくりの視点を踏まえて、応急期機能配置計画の見直しの必要性を検討します。

また、応急期における生活再建を完了させ、発災前の水準まで日常生活を回復させるためには、復興期に被災者の個別のニーズに応じた生活再建支援を行うとともに、経済の復興をできる限り早期に進める必要があります。

被災者の生活再建支援については、過去の大規模災害における事例を参考に、災害ケースマネジメント体制の構築に向けて市町村と連携して取組を実施する必要があります。経済の再興については、これまでも各種産業における事業者BCPの策定支援などを行ってきましたが、第5期行動計画では、そうした事業者の復旧・復興活動を下支えするための県の復興業務について、発災後を見据えた復興組織体制と復興方針の具体案をあらかじめ作成し、復興業務手順書を策定しておく必要があります。

## ■ 共通課題

### ⑨ 要配慮者支援対策の着実な推進

過去の大規模地震災害では、高齢者や障害者のある方々が数多く犠牲となりました。こうした要配慮者は、発災時の揺れや津波で亡くなるだけでなく、長引く避難生活の中で体調を崩して犠牲になる方も多く見られます。

このため、要配慮者が安全に避難するための個別避難計画の作成や福祉避難所の確保の支援、要配慮者への福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の発足など、災害時の要配慮者支援対策に取り組んでいるところですが、令和3年5月の改正災害対策基本法の施行により市町村の努力義務となった個別避難計画の作成数などが伸び悩んでおり、引き続き市町村や関係機関と連携し、これまでの取組を強化していく必要があります。

また、人工透析患者や在宅酸素療法患者等への支援については、これまでも災害時の継続的な医療ケア提供体制の構築に向けて、市町村との連携促進やSCU等の資機材整備を進めてきたところですが、引き続き関係団体とともに、医療従事者、患者の搬送体制の仕組みづくりや医療品、医療機器等の確保などの取組を推進していく必要があります。

### ⑩ 啓発の充実強化による自助・共助のさらなる推進

大規模災害においては、県や市町村による公助の取組だけでなく、県民一人ひとりの備えや地域住民同士の助け合いが大変重要となります。しかしながら、県民の津波からの早期避難意識率は約73%、家具・家電の固定等の実施率は約38%で伸び悩み、水・食料の3日分以上の備蓄率は、第4期行動計画の取組により向上したものの約36%にとどまるなど、東日本大震災から10年以上が経過した今、改めて個々人の防災意識を高め、備えを充実させることが求められています。特に、想定死者数を限りなくゼロに近づけるためには、早期避難意識率を100%に高めるための取組が求められています。

また、南海トラフを震源とする東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震は、時間差で発生する場合など多様な発生ケースが想定されていますが、そのような南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が相対的に高まった場合に発表される臨時情報の認知率は約20%と低いため、その周知を強化するとともに、臨時情報が発表された場合の対応について各事業所で計画を策定しておく必要があります。

また、地域防災力の要である自主防災組織については、組織率は県全体で約97%まで向上しましたが、メンバーの固定化・高齢化に加え、コロナ禍によって十分な活動を行うことが難しくなっており、約半数の組織が休止状態となっています。このため、資機材整備や人材育成に係る支援は継続して行うとともに、第5期行動計画では若年層や女性など多様な住民の参画の推進など、自主防災組織の活動の活性化に向けた取組の強化が必要です。

## 9 計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とします。

## 10 進捗管理

それぞれの対策について、南海トラフ地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進を図るため設置した「南海トラフ地震対策推進本部」の下に置いた「南海トラフ地震対策推進本部幹事会」（以下「幹事会」という。）において、定期的に進捗管理を行います。また、その進捗状況を踏まえ必要な対策を行動計画に追加していきます。

また、進捗管理を行うにあたっては、PDCAサイクルにより確認を行うことはもちろんのこと、「施策間のつながりを明確にする」、「取り組んでいく施策が定量的に十分かどうかを検証する」、「地域地域が置かれている実情に合わせて市町村や地域の皆様との連携協調を一層重視する」といった3つの視点を持って常に点検していきます。

さらに様々な課題を解決するためには、課題を定量的・定性的に分析し、数値指標を設定して、進捗管理を行っていく必要があります。計画期間中の目標どおりに進捗している取組であっても、最終的な目標値と比べて全く不足しているのであれば、加速化や新たな対応を検討しなければいけません。

そのため、第5期行動計画では、取組が必要な全体量を明らかにし、期間中の目標設定が適切なのかを判断するため、計画期間以降の最終達成目標及び達成予定年度を可能な限り記載しています。

しかし、各取組の中には、住宅の耐震化や避難所の確保など、定量的な分析に基づく数値目標を設定し、少しでも早く達成率100%を目指すべき取組もあれば、訓練など、同様の取組を継続的に実施していくことが求められ、達成率では表現できない取組もあります。

そこで、第5期行動計画では、目標の種別や最終目標の達成見通しに応じて次の2つのタイプによって取組を分類し、タイプに合わせた進捗管理を実施していきます。進捗管理にあたっては、幹事会において、取組ごとに目標に対する実績の到達率に応じた5段階評価を行うことで、進捗状況を可視化します。

### 【目標種別に応じた取組タイプ】

- ・タイプⅠ：定量目標に基づき、進捗管理を行う取組。特に、県が実施主体となる取組については、可能な限り成果指標による目標を設定
- ・タイプⅡ：取組の性質上、定量目標の設定にはなじまず、定性的な目標設定に基づき進捗管理を行う業務
- ・タイプⅢ：継続的に実施する取組のうち、すでに一定の目標を達した上で定期的な維持管理を行う取組や確立された手法に基づき定型業務を行う取組など、幹事会による進捗管理を要しない取組

### 【最終目標の達成見通しに応じた取組タイプ】

- ・タイプA：最終目標において具体的な達成予定年度が設定できる取組
- ・タイプB：最終目標は設定できるが、外的要素（国の事業計画や事業者の意向など）により目標達成予定年度が予測できない取組又は継続的に実施する取組